

労働災害をなくすために

～ 災害の傾向を踏まえて安全衛生対策を講じましょう～

福井県では、毎年多くの労働災害が発生しており、中には、被災された方が亡くなってしまふ死亡災害も発生しています。

労働災害を減らし、死亡災害を根絶することは、事業主の方・働く方双方にとって有益であり、必要なことです。

このリーフレットでは、平成25年から令和2年までに福井県で発生した死亡災害を中心に、災害がなぜ起きたのか、どんな方に起きたのか、どんな事業場に起きたのか、といった発生状況をまとめ、対策を紹介しています。

これを踏まえて、労使の協力のもと、事業場の安全対策、安全な作業の実施にあたってください。

福井県の労働災害の発生状況 P2

福井県の労働災害発生状況、
死亡災害の発生状況をまとめました



災害の原因は何か P4

機械や設備が原因なのか、人の行動が原因なのか、
死亡災害の原因を踏まえた対策を講じましょう



どんな方についての事故か P6

どんな方が被災されているのか、
被災者の傾向に応じた対策を講じましょう



どんな事業場での事故か P8

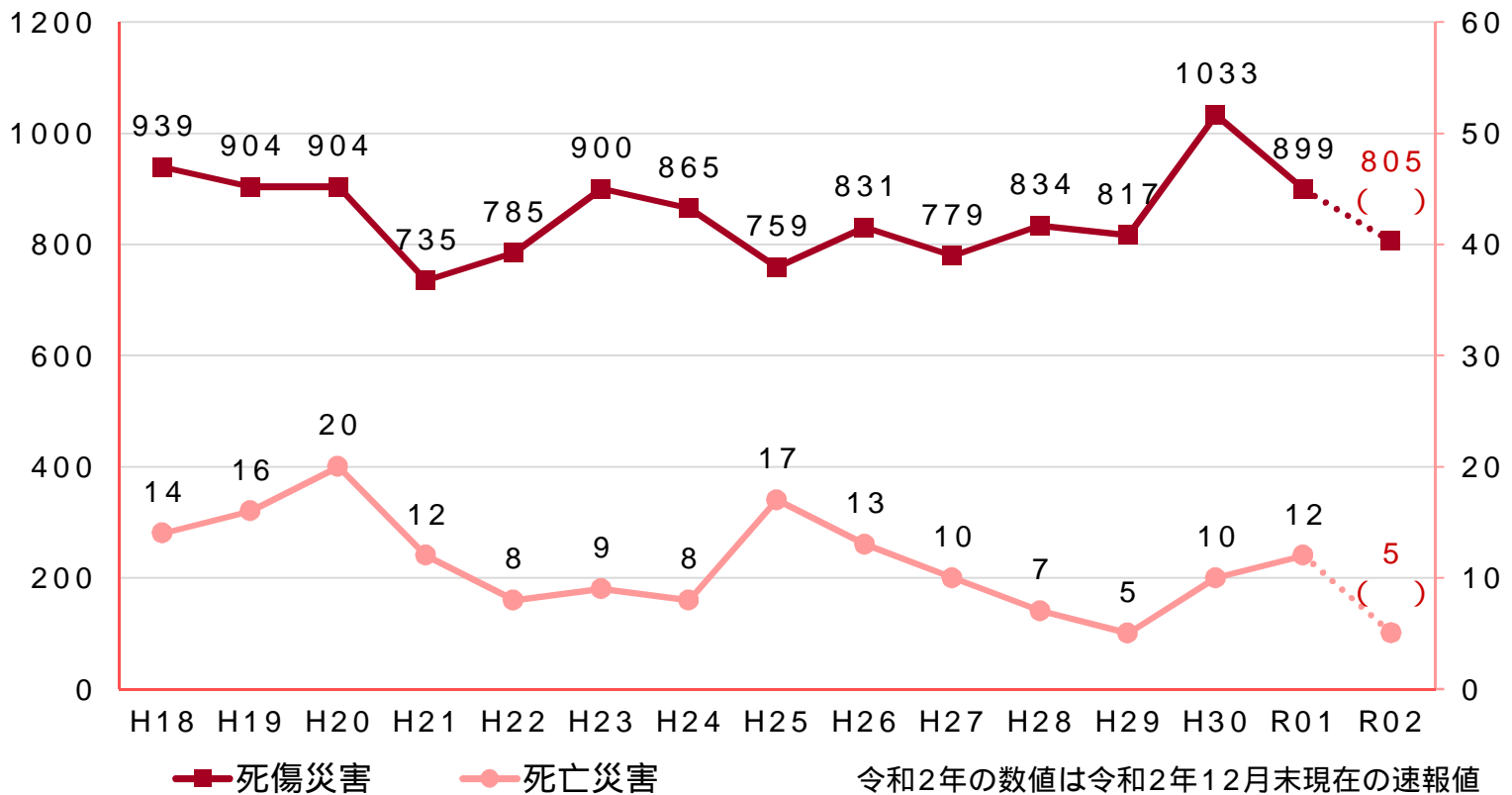
災害発生事業場の安全管理の
状況をまとめました



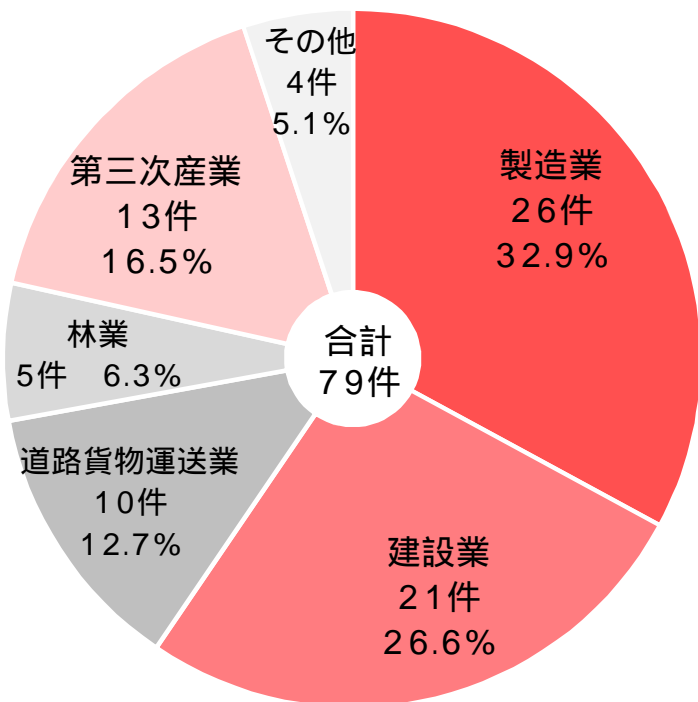
1 福井県の労働災害発生状況

福井県の労働災害発生状況を見てみると、必ずしも大きく減少しているとは言えない状況となっています。
また、死亡災害も毎年発生しています。

< 福井県における労働災害発生状況（発生件数の推移） >



< 業種別 死亡災害発生状況 >
平成25年～令和2年 発生件数及び割合



平成25年から令和2年の福井県における死亡災害を業種別に見てみると、製造業、建設業が特に多くなっています。

道路貨物運送業や林業も含め、これらの業種は、労働災害が重篤化するリスクが比較的高い業種です。

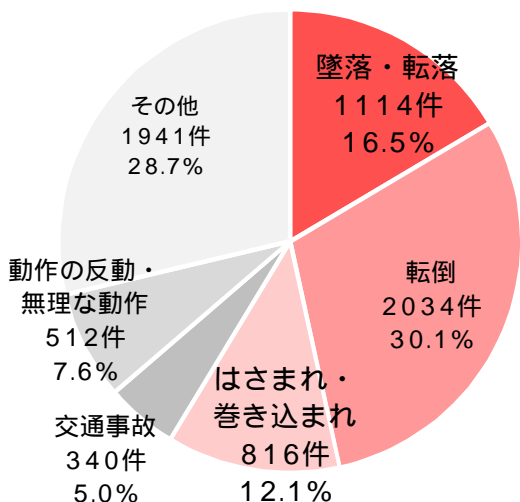
また、小売業や飲食店のような第三次産業においても、死亡災害が発生している点にも注意が必要です。
こうした業種でも、バックヤードでの作業や、運転業務などにおいては、重篤な労働災害のリスクがあります。

労働災害は様々な事故の型に分類されますが、特に多いのが、「転倒」、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」による労働災害です。

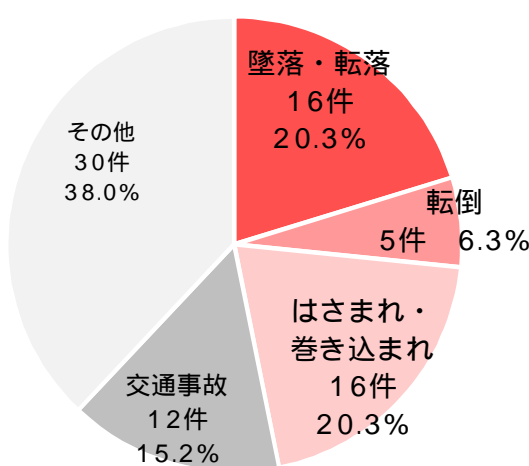
転倒災害は、死亡災害につながるリスクは比較的低いですが、どの業種においても多く発生しており、墜落・転落災害や、はさまれ・巻き込まれ災害は死亡災害につながるケースも含めて、重篤化しやすい事故の型になります。また交通事故による死亡災害も多くなっています。

<事故の型別 労働災害発生状況>
平成25年から令和2年までの合計

【死傷災害】



【死亡災害】



動作の反動・無理な動作
不自然な姿勢、動作の反動などにより、すじをちがえる、ぎっくり腰になるなど

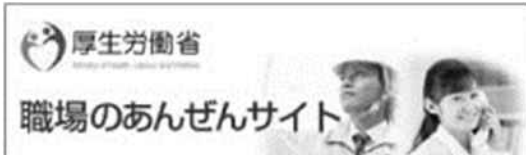
その他
立てかけてあった物の倒壊、火災、感電などさまざま

<墜落・転落災害、はさまれ・巻き込まれ災害の防止>

高所からの墜落・転落災害は建設業を中心に、機械等へのはさまれ・巻き込まれ災害は製造業を中心に発生しています。

これらの災害は、高所作業に必要な手すりや機械のカバーなどの未設置のような、機械・設備の不安全な状態によるものと、保護具の未使用や危険箇所への立ち入りのような不安全な行動によるものがあります。

作業場所の巡回、リスクアセスメントの実施などにより、不安全な状態、不安全な行動を早期に発見し、対策を講じましょう。



ポータルサイト
「職場のあんぜんサイト」でリスクアセスメントの方法や事例を紹介しています



ステッカーを活用した転倒危険箇所の見える化など、転倒災害防止のための対策を紹介しています



STOP! 転倒災害
プロジェクト

<転倒災害の防止>

転倒災害は、様々な業種で最も多く発生する事故の型です。

転倒災害は、濡れた床面や、凹凸のある通路などにおいて多く発生しており、また、被災者の型が作業を急いでいるときに多く発生しています。

作業場所の点検を行い、転倒危険箇所の改善や明示、防滑靴の導入、事業主の方から働く方への注意喚起などの対策を講じましょう。

2 労働災害の原因

労働災害が発生したときに、何が事故の原因であったかを考え、それに基づいた対策を講じることが重要です。

事故の原因を、以下の観点から分析しました。

不安全な状態を原因とするもの

整備の十分でない機械を使用したことによる災害、不安定な荷が積まれた作業場所での災害など

不安全な行動を原因とするもの

保護具の未使用による災害、立入禁止箇所への立ち入りによる災害など

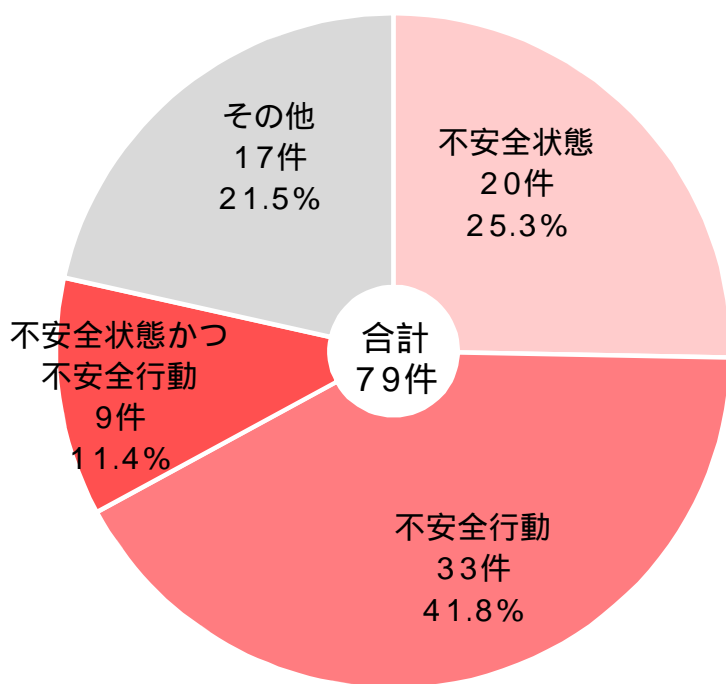
不安全な状態と不安全な行動双方を原因とするもの

不安全な状態と不安全な行動が相まって発生した災害

その他

自然災害や、交通事故（いわゆるもらい事故）など

< 災害原因別 死亡災害発生状況 >



平成25年から令和2年に発生した死亡災害について、原因別に見てみると、不安全な行動を原因とするものが半数を超えています（不安全な状態と相まって発生しているものを含む）。

また、これらの災害のほとんどは通常の作業時に発生しています。

不安全な行動による労働災害をなくすためには以下の双方の対応が重要です。

- ・ 不安全な行動そのものをなくすための、安全衛生教育の徹底、作業マニュアルの整備といった対応
- ・ ヒューマンエラーのような不安全行動があった場合にも、労働災害につながらないような設備の設置といった対応

また、事業場における不安全な状態にある機械や作業環境などを発見できるよう、定期的な機械設備の点検や、作業場所の巡視などによるリスクアセスメントの実施に努めましょう。

不安全な状態と不安全な行動双方による災害事例と対策

< 災害事例 >

ラインにおいて、運搬装置が動作中に、被災者がライン横から運搬装置の可動範囲内に身を乗り出したところ、運搬装置とフレーム柱の間にはさまれた。

< 原因 >

- 機械の可動部分など危険を及ぼすおそれのある箇所に、覆い、囲いなどを設けていなかったこと。
- 機械の運転を停止せずに、稼働範囲内に身を乗り出したこと。
- 当該ライン作業における作業手順を定めていなかったこと。



< 対策 >

- 稼働範囲内に身を乗り出せないような安全柵を設けること、身体の一部が可動範囲に入った場合に停止するセンサー等の安全装置を設けること。
- 可動範囲内に立ち入る必要のある作業について、運転停止の上で行うことも含めた作業手順を定め、当該作業手順に基づいた作業を行うよう、安全教育を実施すること。

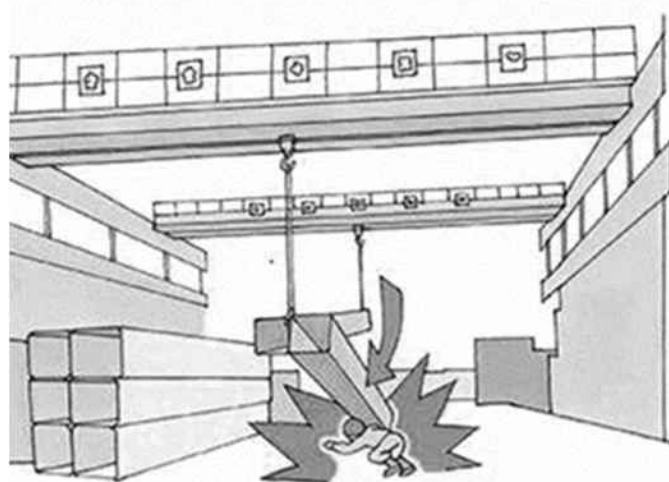
不安全な行動による災害事例と対策

< 災害事例 >

クレーンで鋼材をつり、積みなおし作業を行う際、鋼材が引っかけたため、つりながら鋼材の間に頭を入れた状態で作業中、引っかけが外れた際に鋼材に頭部がはさまれた。

< 原因 >

- 鋼材をつり上げた状態のまま、鋼材の下部に頭を入れて作業を行ったこと。
- 鋼材が引っかけた場合など、非定常作業を含めた作業手順について定めていなかったこと。



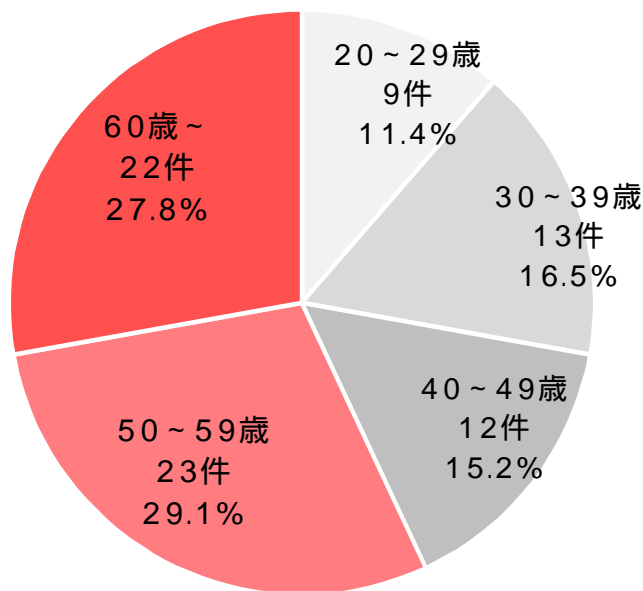
< 対策 >

- つり荷の下には入らないよう安全教育を徹底するとともに、見やすい場所に注意喚起の掲示をすること。
- クレーン運転者、玉掛け作業者を中心に、非定常作業が生じた場合に労働者が自らの判断のみで作業を行うことのないよう教育を徹底すること。
- あらかじめ、定常作業や、想定される非定常作業についても作業手順を定めること。

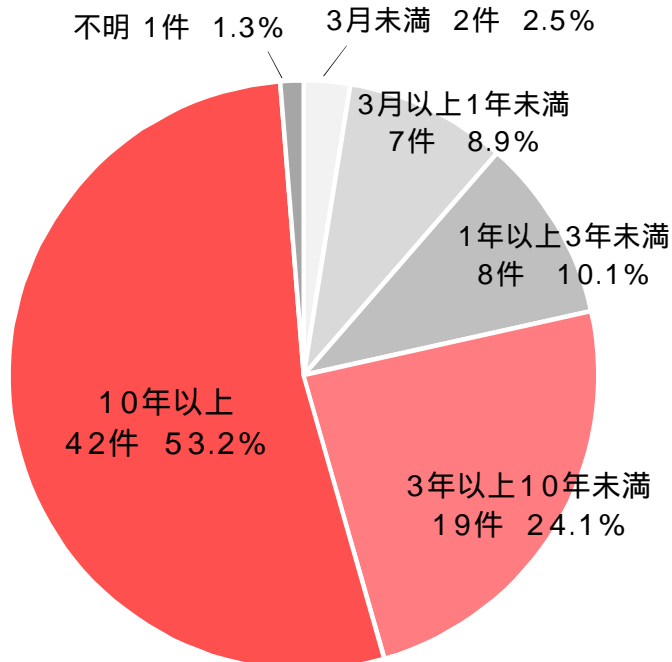
3 被災者の状況

どのような方が事故に遭われているのか、被災者の年齢や経験年数をもとにその傾向を確認しましょう。

<被災者年齢別 死亡災害発生状況>

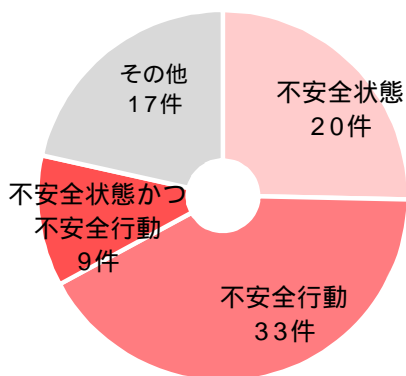


<被災者経験年数別 死亡災害発生状況>



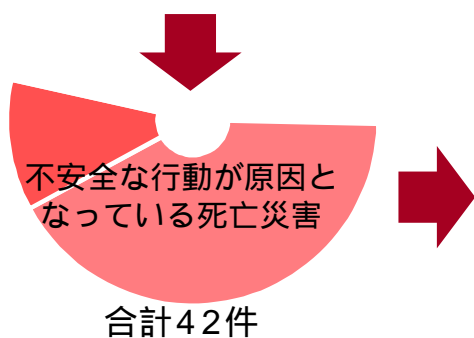
被災者の年齢や経験年数別に死亡災害の発生状況を見ると、高年齢の方や経験年数の多い方が被災されていることがわかります。

<災害原因別 死亡災害発生状況>



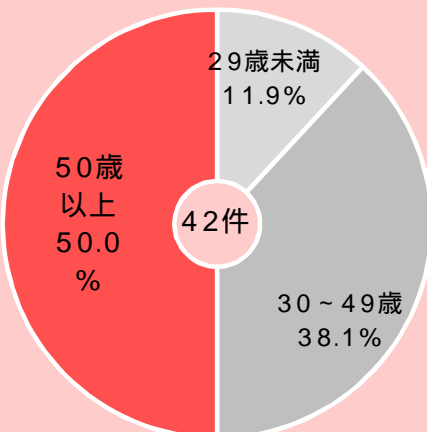
さらに、不安全な行動を原因とする死亡災害は、こうしたいわゆるベテランの労働者の方になくなっていきます。

こうしたことを踏まえ、ベテランの労働者の方であっても、しっかりとした安全対策が必要であるといえます。

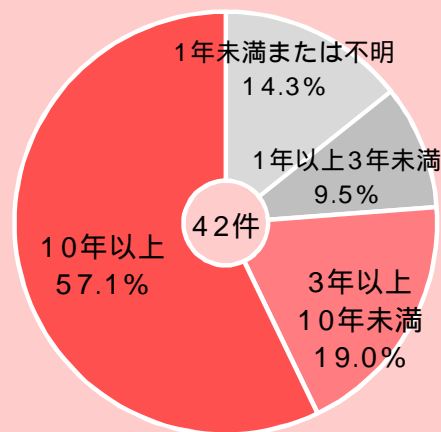


不安全な行動が原因となっている死亡災害の被災者年齢別・経験年数別発生状況

<年齢別>



<経験年数別>



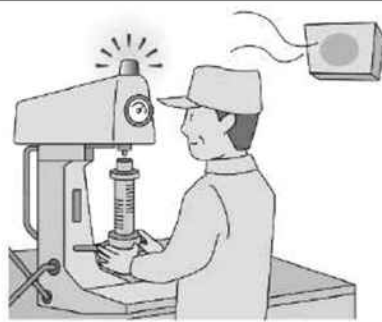
高年齢労働者の安全衛生対策

高年齢労働者が増加していく中、働く方の年齢に応じた作業環境の見直しが求められます。

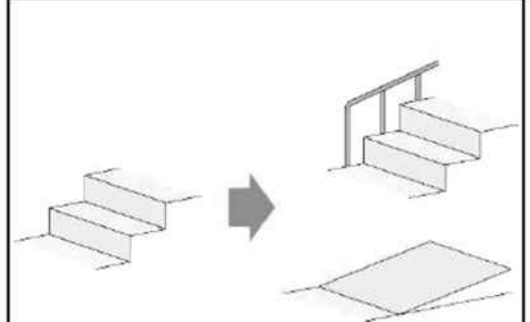
厚生労働省の策定する「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を参考にしてください。



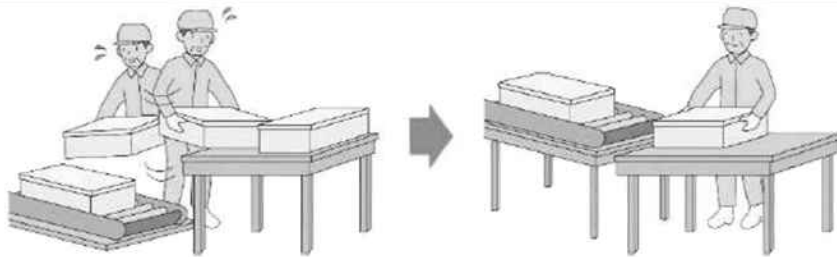
通路を含め作業場所の照度を確保する



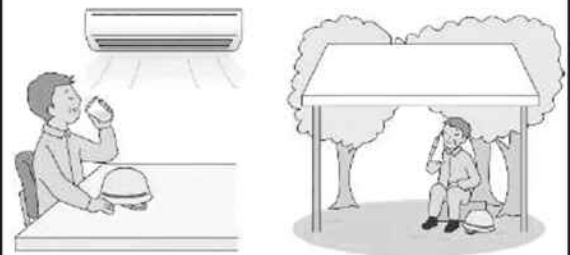
警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮



階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する



防滑靴を利用させる

例えば戸口に段差がある時



解消できない危険箇所に標識等で注意喚起



リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制



水分・油分を放置せず、こまめに清掃する

その他の例

- ・ 床や通路のすべりやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・ 熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・ パワーアシストスーツを導入する
- ・ パソコンを用いた情報機器操作では、照明、文字サイズの調整、必要なメガネの使用等により作業姿勢を確保する

等

エイジフレンドリーガイドラインは厚生労働省のHPに掲載しています



4 災害発生事業場の状況

労働安全衛生法などにに基づき、働く方の安全や健康を確保するため、事業者の方には、以下のような管理が求められます。

安全衛生管理体制

事業場の規模に応じて安全管理者・衛生管理者や安全衛生推進者などを選任するほか、業務の内容に応じて作業主任者を選任しましょう。

定期的に、安全衛生委員会などを開催し、安全衛生管理の方法などを話し合う場を設けましょう。

安全衛生教育

労働安全衛生法に基づき、雇入時や作業内容変更時の安全衛生教育、危険・有害な作業についての特別な教育の実施が必要です。

労働安全衛生法に求められている以外にも、事業場ごとに安全衛生教育を実施し、働く方の意識の向上に努めましょう。

作業手順書等の整備

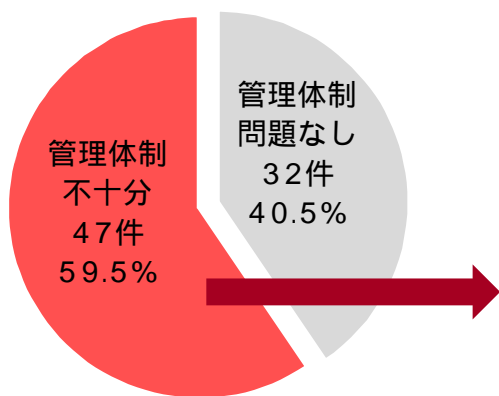
業務の内容に応じて、作業手順書やマニュアルを整備し、これに基づく安全な作業をしていただく必要があります。

危険な作業に必要な保護具の使用などについても確認しましょう。

死亡災害の発生した事業場の半数以上において、こうした管理が必ずしも十分でない状況となっています。

事業場の管理体制や内容を見直し、労働災害の未然の防止につなげていくことが必要です。

< 死亡災害発生事業場における安全衛生管理の状況 >



【どのような管理が不十分であったか】

作業主任者の未選任など、安全衛生管理体制が不十分

15件 31.9%

労働者に対する安全衛生教育の未実施等

20件 42.5%

作業手順書やマニュアルの未作成等

23件 48.9%

5 最後に

労働災害は様々な要因が複合的な原因となって発生します。

このリーフレットで紹介しているような対策を一つだけ行えば労働災害がなくなるというわけではありません。複合的な対策を講じましょう。

また、安全衛生対策は、事業主任任せ、労働者任せにすることなく、双方が協力の上で取り組んでいくべきものです。労使の協力によって、労働災害をなくしていきましょう。